

自走式草刈機を活用したアダプト活動支援事業実施要領

第1 趣旨

アダプト活動は、協働の精神に基づいて行われるボランティア活動であるが、高齢化や担い手不足により、将来にわたってアダプト活動を継続することが困難になりつつある。特に、草刈りについては、高齢者には重労働で危険を伴うものであることから、作業の負担軽減・安全性向上を図るため、岡山県（以下「県」という。）からアダプト活動団体等に自走式草刈機（以下「貸出機械」という。）の貸し出しを行う。

第2 貸出対象者

貸出機械の貸し出しを受けることができる者は、次に掲げる者とする。ただし、1の貸出対象者を優先することとし、1の貸出対象者への貸出予定が無い期間に限り、2の貸出対象者は貸し出しを受けることができるものとする。

- 1 「おかやまアダプト」推進事業で認定された河川アダプト団体
- 2 1を除く「おかやまアダプト」推進事業で認定されたアダプト団体

第3 貸出機械及び貸出期間等

- 1 貸出機械は、別表1のとおりとする。
- 2 貸出期間、申請期限及び貸出先公表予定日は別表2のとおりとする。

第4 貸出申請及び承認

- 1 貸出機械の貸し出しを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、原則として希望貸出日（希望貸出日が複数日にまたがる場合は、その期間の開始日）の属する月（以下「貸出希望月」という。）の前々月末日までに「自走式草刈機貸出申出書」（別記様式第1号）により岡山県土木部河川課長（以下「河川課長」という。）へ申請するものとする。なお、貸出希望月が5月のときは、4月24日までに「自走式草刈機貸出申出書」（別記様式第1号）により河川課長へ申請するもの（必着）とする。
- 2 河川課長は、貸出希望月の前月の10日までを目途に貸出先を決定し、岡山県土木部河川課ホームページ（<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/64/>）上で団体名を公表するものとする。なお、貸出希望月が5月のときは、4月24日以降、速やかに公表するものとする。
- 3 貸出可能者数を超える申請があった場合は、初めて利用する団体を優先するため、貸出調整点数表（別表3）に基づき点数化し、貸出先を決定するものとする。
- 4 2者以上の申請者の希望貸出期間が重複したときは、岡山県土木部河川課職員による抽選により貸出対象者を決定する。

第5 受取及び返却

- 1 貸出の決定を受けた者（以下「借受者」という。）は、河川課長が指定した場所において貸出機械を受け取り又は返却するものとする。
- 2 貸出機械の受け取りの際、借受者は県（もしくは県の受託事業者）から「納品伝

票」（別記様式第2号）を受領するものとする。

- 3 貸出機械の返却の際、借受者は県（もしくは県の受託事業者）から「引取伝票」（別記様式第3号）を受領するものとする。
- 4 借受者は、代理人により貸出機械の受け取り又は返却を行う場合、事前に河川課長に連絡するものとする。

第6 使用報告

借受者は、貸出機械返却時もしくは返却後1週間以内に「自走式草刈機使用報告書」（別記様式第4号）を県（もしくは県の受託事業者）へ提出するものとする。

第7 費用負担

貸出機械の利用料金及び貸出場所までの運搬に要する費用は、無償とする。ただし、次に掲げる費用その他貸出期間中に係る費用は借受者の負担とする。

- 1 燃料代
- 2 貸出場所から別の場所への運搬に要する費用
- 3 返却場所への運搬に要する費用
- 4 貸出機械の亡失、毀損、事故に伴う負担費用（借受者の故意・過失によるものに限る）

第8 事故対応等

- 1 事故発生時や故障が生じた場合、返却時に借受者は県（もしくは県の受託事業者）にその旨を申し出ること。また、事故現場の状況写真や故障箇所の近影写真を含め、事故発生日時や事故発生時の状況の記録を残し、県（もしくは県の受託事業者）から提示を求められた場合は応じること。
- 2 機械の引上げや牽引が必要となった場合、直ちに借受者は別に定める緊急連絡先に連絡すること。
- 3 当該要領に定めるもののほか、事故発生時に必要な措置を講じること。
（例：「おかやまアダプト」推進事業実施要領第10条（事故発生時の措置））

第9 その他

- 1 当該事業に係り収受した各種書類については、貸出を受けた日の属する年度の終了後5年間保管し、県から提示を求められた場合は応じること。
- 2 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項については、河川課長が別に定めるところによるものとする。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表1 貸出機械

製造元	株式会社アテックス
型式	R J 705-w
重量	365 k g
機体寸法 (長さ×幅×高さ)	1, 515mm×1, 110mm×785mm
刈幅	700mm
刈高	45mm～95mm (7段階)
最大作業能率	<平地>17.2 a /時間 <斜面>13.3 a /時間
走行速度	<平地>～4.0 k m /時間 <斜面>～3.1 k m /時間
使用最大傾斜角度	前後：25度 左右：45度
使用燃料	ガソリン (自動車用無鉛ガソリン)
燃料タンク容量	11 L
最大操作可能距離	175m

別表2 貸出期間等

貸出期間	貸出希望月	申請期限 (必着)	貸出先公表予定日
5月1日(水) ～11月30日(土)	5月	4月24日(水)	4月30日(火)
	6月	4月30日(火)	5月10日(金)
	7月	5月31日(金)	6月10日(月)
	8月	6月28日(金)	7月10日(水)
	9月	7月31日(水)	8月13日(火)
	10月	8月30日(金)	9月10日(火)
	11月	9月30日(月)	10月10日(木)

別表3 貸出調整点数表

区分	点数
希望する貸出期間のうち第1希望であること。	5
希望する貸出期間のうち第2希望であること。	4
希望する貸出期間のうち第3希望であること。	3
希望する貸出期間のうち第4希望であること。	2
希望する貸出期間のうち第5希望であること。	1
過去に同事業による貸出を受けたことがないこと。(新規)	10

※複数区分に該当する場合は、点数を合計し得点とする。

(受託事業者経由)
岡山県土木部河川課長 殿

団 体 名
代表者 住所
氏名
電話番号

※日中、連絡のつく番号としてください。

自走式草刈機貸出申出書

自走式草刈機を活用したアダプト活動支援事業実施要領第4の1の規定により、下記のとおり貸出機械の貸し出しを受けたいので申し出ます。使用にあたっては、同要領のほか、下記注意事項及び貸出条件を遵守します。

記

- 1 貸出希望日
(第1希望) 月 日 (第4希望) 月 日
(第2希望) 月 日 (第5希望) 月 日
(第3希望) 月 日
- 2 貸出時間 時 分
- 3 返却時間 時 分
- 4 貸出機械操作者氏名 _____
※操作者は必ず操作説明会を受講する必要があります。
- 5 使用予定場所、引渡・返納場所 別添位置図のとおり。

<注意事項>

- ・貸出期間は、原則1日とする。
- ・貸出時間及び返却時間は午前9時から午後4時までの時間とする。
- ・燃料費（ガソリン代）は、借受団体が用意し、費用は借受団体の負担とする。
(ガソリン使用量の目安：約10Lで約3時間の走行)
- ・使用にあたっては、本注意事項のほか、貸出条件（別紙）及び「自走式草刈機を活用したアダプト活動支援事業実施要領」を遵守すること。

第1 性能保証

借受者は貸出機械引渡し時に、正常な性能を備えていることを確認のうえ借受けること。

第2 管理

借受者は、貸出機械を善良なる管理者の注意を持って使用し、管理するものとする。

第3 費用負担

下記原則のもと最終的な費用負担については、県と借受者との協議により決定するものとする。

(1) 故障・事故等発生時の費用負担

借受者の使用及び保管に起因し、貸出機器に亡失、毀損又は故障が発生した場合、借受者は必要に応じ賠償金を負担するものとする。

(2) 第三者に対する損害の費用負担

借受者の使用及び保管に起因し、第三者に対し人的・物的損害が発生した場合、借受者は必要に応じ賠償金を負担するものとする。

(3) 借受者に対する損害の費用負担

借受者による貸出機械の使用及び保管に起因し、借受者自身に対し人的損害及び借受者が所有、使用又は管理する財物に対し物的損害が発生した場合、借受者が必要な費用を負担するものとする。

第4 禁止事項

借受者は、次に掲げる事項を行ってはならない。

- (1) アダプト活動範囲以外の場所での使用
- (2) 貸出機械操作者以外の者による運転
※操作者は必ず操作講習会を受講する必要があります。
- (3) 借受者の監督下でない者への転貸
- (4) 貸出機械を使用して収入を得る行為
- (5) 貸出機械の改造、分解、又は性能・機能の変更
- (6) 返却時間を超過しての使用
- (7) 雨天時やぬかるんだ地盤など悪状況下の屋外での使用
- (8) 怪我や、第三者への危害を及ぼす重大事故につながる危険な使用
- (9) その他、河川課長が不適切と判断した行為

第5 責務

借受者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

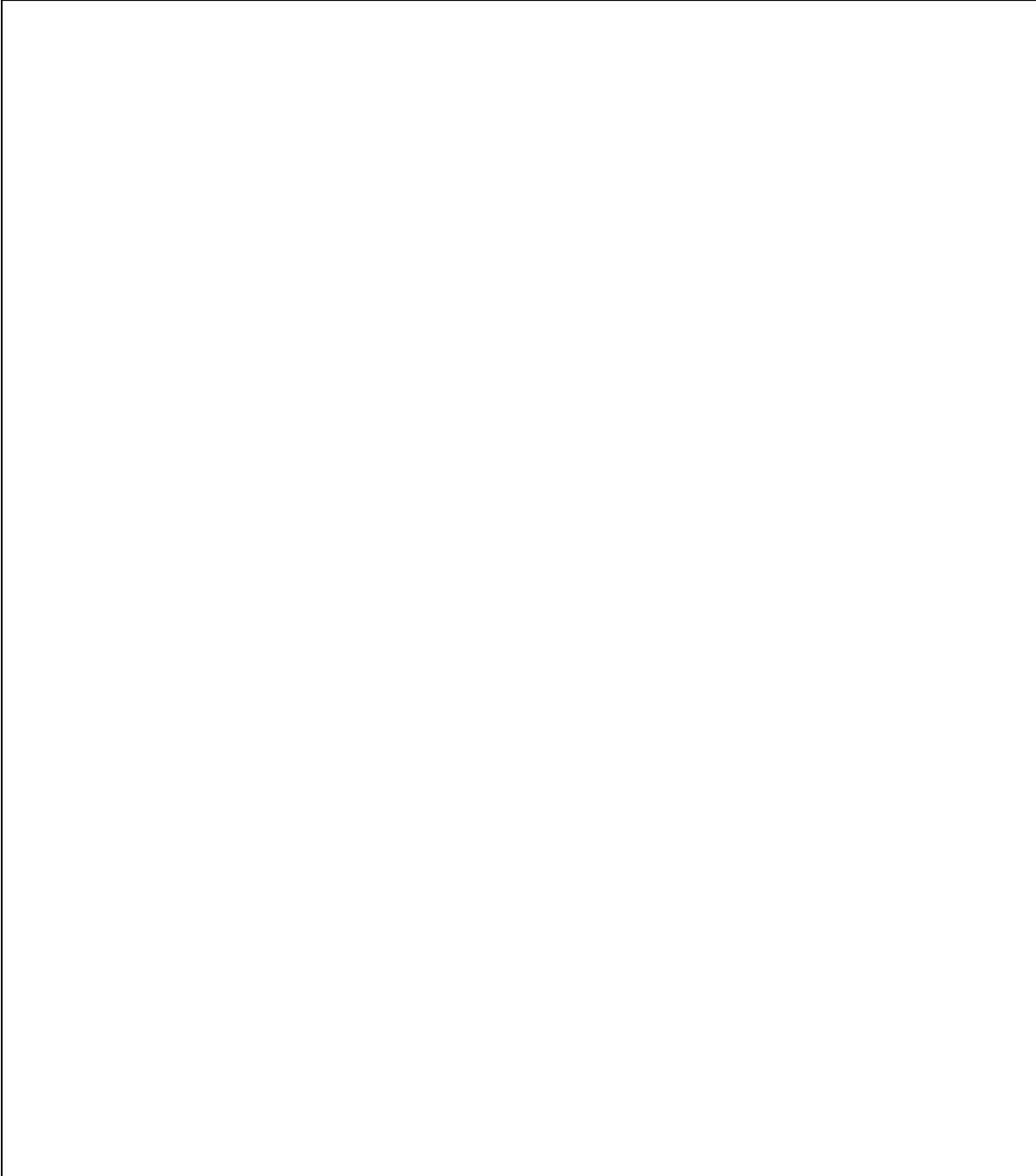
- (1) 自走式等草刈機使用時の飛散物への安全対策（ヘルメット及びゴーグルの着用、長袖・長ズボンでの作業）
- (2) 自走式等草刈機使用時における、当該機械の5m四方に人や物がない状態での使用
- (3) 台風、暴風雨又は大雨による洪水が発生した際、貸出機械の浸水対策
- (4) 貸出機械返納時の燃料の補充、清掃、点検
- (5) 河川課長が別に定める運用の徹底

第6 貸出承認の取り消し

河川課長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、貸出承認を取り消す場合がある。

- (1) 貸出申請書など事業実施に当たり必要な手続きに虚偽があった場合
- (2) 本貸出条件に違反があった場合
- (3) 貸出機械が亡失又は毀損し使用不能となった場合
- (4) 災害など緊急の目的のため他に使用し、又は貸出す必要が生じた場合

別記様式第1号別添位置図

<p>団 体 名</p>	
<p>使用予定場所 (例：〇〇川右岸河川堤防)</p>	
<p>引渡・返納場所住所 ※引渡場所に住所がない場合は、 近傍の住所を記載すること。</p>	<p>岡山県 市 町 村</p>
<p>位 置 図</p>	
	

別記様式第2号

岡山県受託事業(自走式草刈機を活用したアダプト活動支援事業)

納品 伝票 (営業所控) 発行日

納品日時 年 月 日 受託事業者
アダプト団体名

引渡場所住所

代表者氏名 TEL 現場TEL

操作人氏名 配送 積降
備考

No.	契約	品名	管理番号	使用(開始日・終了日)	数量	摘要
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						

燃料(ガソリン)は、利用者負担です。燃料(ガソリン)は、利用者において御準備下さい。

利用の際は、岡山県委託事業(自走式草刈機を活用したアダプト活動支援事業)の貸出条件を御確認下さい。

確認欄		

岡山県受託事業(自走式草刈機を活用したアダプト活動支援事業)

納品 伝票 (借受者) 発行日

納品日時 年 月 日 受託事業者
アダプト団体名

引渡場所住所

代表者氏名 TEL 現場TEL

操作人氏名 配送 積降
備考

No.	契約	品名	管理番号	使用(開始日・終了日)	数量	摘要
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						

燃料(ガソリン)は、利用者負担です。燃料(ガソリン)は、利用者において御準備下さい。

利用の際は、岡山県委託事業(自走式草刈機を活用したアダプト活動支援事業)の貸出条件を御確認下さい。

確認欄		

別記様式第3号

岡山県受託事業(自走式草刈機を活用したアダプト活動支援事業)

引取 伝票 (営業所控) 発行日 []

引取日時 []年 []月 []日 受託事業者 []

アダプト団体名 []

引渡場所住所 []

代表者氏名 [] TEL [] 現場TEL []

操作人氏名 [] 配送 [] 積降 []

備考 []

No.	契約	品名	管理番号	使用(開始日・終了日)	数量	摘要
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						

燃料(ガソリン)は、利用者負担です。燃料(ガソリン)は、利用者において御準備下さい。

利用の際は、岡山県委託事業(自走式草刈機を活用したアダプト活動支援事業)の貸出条件を御確認下さい。

確認欄		

岡山県受託事業(自走式草刈機を活用したアダプト活動支援事業)

引取 伝票 (借受者) 発行日 []

引取日時 []年 []月 []日 受託事業者 []

アダプト団体名 []

引渡場所住所 []

代表者氏名 [] TEL [] 現場TEL []

操作人氏名 [] 配送 [] 積降 []

備考 []

No.	契約	品名	管理番号	使用(開始日・終了日)	数量	摘要
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						

燃料(ガソリン)は、利用者負担です。燃料(ガソリン)は、利用者において御準備下さい。

利用の際は、岡山県委託事業(自走式草刈機を活用したアダプト活動支援事業)の貸出条件を御確認下さい。

確認欄		

(受託事業者経由)
岡山県土木部河川課長 殿

団 体 名
代表者 住所
氏名
電話番号

自走式草刈機使用報告書

自走式草刈機を活用したアダプト活動支援事業実施要領第6の規定により、下記のとおり使用実績等について報告します。

記

1 アンケート項目

- ①自走式草刈機は草刈の省力化につながりましたか？ (はい ・ いいえ)
- ②自走式草刈機は草刈の安全性向上につながりましたか？ (はい ・ いいえ)
- ③今後、県事業で自走式草刈機の貸出事業があれば活用したいと思いますか？
(はい ・ いいえ)
- ④今後、市町村から自走式草刈機の貸出があれば、どちらを活用したいですか？
(県 ・ 市町村)

2 自走式草刈機を使ってみて良かった点 (自由記載)

3 自走式草刈機を使ってみて悪かった点 (自由記載)

4 その他意見 (自由記載)